

「確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正について」に関するご意見
募集に対して寄せられたご意見について

平成23年11月28日
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

標記につきましては、平成23年10月12日から平成23年11月13日までインターネットのホームページを通じてご意見を募集したところ、21件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。

とりまとめの都合上、いただいたご意見は適宜集約し、また、パブリックコメントの対象でない事項に関するご質問等も寄せられましたが、パブリックコメントの対象となる事項に限って考え方を示させていただきますのでご了承ください。

1. 加入者掛金の導入に関するご意見

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	加入者掛金の拠出ができる対象を一定の職種、一定の勤続期間、一定の年齢を設けて制限することは可能か。	企業型年金加入者となることについては、企業の労働条件に関することなので、一定の資格を定めることを認めていますが、これに加えて加入者掛金の拠出できる対象を制限することは加入者の拠出する権利を阻害することになるため、制限することは不可能とする予定です。
2	グループ企業で確定拠出年金を実施しているケースで、事業所ごとに加入者掛金の実施を決定することを認めるべきである。	実施事業所ごとに導入を決定することが可能です。また、導入した事業所であっても、加入者掛金の拠出を強制するものではありません。

2. 加入者掛金の額の設定に関するご意見

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	加入者掛金の設定に金額の単位などの決まりや制限はあるのか。例えば、給与比例は認められるか。	加入者掛金の額は、一定の額を加入者が決めていただくこととなります。 金額の単位等に決まりはありませんが、複数の選択肢が用意さ

		<p>れていなければなりません。</p> <p>変更は原則年1回としており、加入者の意思が尊重され、加入者にとってもわかりやすくなるよう、給与比例のように加入者掛金の額が変動しかねない設定方法は認めないこととする予定です。</p>
2	<p>加入者掛金の額の設定に初期金額（デフォルト）を設けることや、毎年自動的に加入者掛金が増額していく設定は認められるか。</p>	<p>事業主が設定した額を受け入れるしかないため、加入者の意思が尊重されず、認めないこととする予定です。</p>
3	<p>加入者掛金の設定方法として、加入者掛金拠出開始時の拠出限度額、加入者掛金変更時の拠出限度額といった一時点の拠出限度額とする設定は認められるか。</p>	<p>加入者掛金の限度額の増加に応じて自動的に加入者掛金を増額させるものでなければ可能とする予定です。</p>
4	<p>加入者掛金の額として、複数の選択肢を設けた場合であっても、加入者によっては、選択肢がない場合や1つの選択肢しか選べない状況も考えられるが、このような設定は認められるか。</p>	<p>複数の選択肢が設けられていれば可能とする予定ですが、労使で工夫をお願いします。</p> <p>例) 一定額以下の場合は、任意の額とするなど。</p>
5	<p>加入者掛金の拠出を停止し、再開する際に改めて停止時とは異なる金額を設定することは可能か。</p> <p>可能とした場合、複数回変更ができることになり、年1回の変更の趣旨に反するのではないか。</p>	<p>停止時の加入者掛金額と異なる加入者掛金額を設定することは年1回の変更とはせず可能としますが、加入者掛金拠出の施行後の状況等をみながら、考えていきます。</p>
6	<p>企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が特定の者について不当に差別的でないこと、また、事業主によって不当に制約されるものでないこととあるが、「不当に差別的でない」、「不当に制約されるものでない」の解釈や具体例を明示すべきである。</p>	<p>通知等で例示する予定です。</p>
7	<p>高齢期における所得の確保の観点から、降格・減給に伴い事業主掛金が引き下げられた場合の加入者掛金の増額については、特例的に加入者掛金の変更を認める、若しくは年1回の変更に含めないようにすること。</p>	<p>加入者の意思による加入者掛金の増額となるため、年1回の変更とするものです。</p>
8	<p>複数の選択肢について、加入者を「不当に制約しない」範囲内で、法令の定める拠出限度額の上限まで設けない（例：事業主掛金が一律25,000円の時、加入者掛金の上</p>	<p>加入者掛金の額の選択肢が複数用意されているが、結果的に上限額が選択できない場合は可能</p>

	限を 15,000 円とする等) ことは可能か。	ですが、加入者が拠出できる最大の範囲で設定できるよう努める必要があります。
--	--------------------------	---------------------------------------

3. 加入者掛金の変更に関するご意見

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	政令や省令で定める場合以外の変更は年1回としてカウントすることになるが、例えば、事業主掛金の額を加入者が選択する規約においても、年1回の変更にはカウントされないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
2	加入者掛金の停止や再開、変更は、特定の月（例えば4月）のみ可能とする設定は可能か。	加入者掛金の停止については、加入者個々の諸事情等を考慮し随時可能とする予定です。再開や変更につきましては、一定月を設けることは、規約に定めることで可能とする予定です。
3	暦年や事業年度で年1回とする期間を設けることも可能か。	いずれも可能です。

4. 加入者掛金の納付に関するご意見

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	加入者掛金の徴収方法として、給与天引きに限定することは可能との認識であるが、給与が少額のため加入者掛金を天引きできない場合は、本人の同意を得ずに0円とすることは可能か。 また、給与支給日が拠出日以降となる場合は、事業主が加入者掛金の額を立て替えて拠出することは可能か。	規約に定めることで可能とする予定です。 給与支給日が拠出日以降となる場合であっても、確定拠出年金法上、毎月の加入者掛金を翌月末までに納付すれば問題ないこととなっています。
2	給与天引きを行うものとして、加入者掛金や社会保険料等があるが、天引きする優先順位はあるか。	特にございませんが、社会保険料には国税徴収法が準用され、滞納処分があります。
3	病欠等により給与が少額で加入者掛金が控除できなかった場合や事業主に起因し拠出ができない場合など、どのような取扱いになるのか。また、過入金の取扱いはどうか。	未入金により、その月の加入者掛金の拠出がなかったものとなります。 また、過入金の場合は、速やかに還付されることが求められます。

5. 事業主返還に関するご意見

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	事業主返還の対象とならない勤続3年以上の加入者のみ加入者掛金の拠出を認めることは可能か。	不可能とする予定です。
2	事業主返還に際し、返還される額は、どのように分別して算出されるのか。	按分方法は、労使で十分に協議し決定していただくこととしますが、加入者掛金を拠出しているにも関わらず、加入者への返還額が0円にならないよう配慮する必要があります。

6. その他のご意見

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	企業型年金加入者掛金の課税方法や年末調整を行う場合の証明書の発行や添付は必要か。	加入者掛金の課税方法及び年末調整の方法については、社会保険料と同様の扱いとなります。
2	老後の資産形成を促し、柔軟な制度設計を可能にするという観点から、法定限度額の見直し及び加入者拠出限度額の見直しを考えていただきたい。	確定拠出年金の今後の状況を踏まえつつ検討していきます。
3	拠出限度額の管理や規約で認められている拠出可能な企業型年金加入者掛金の額（選択肢）について運用報告やWebページに掲載することは、事業主の業務と考えられるが、これらの事務を運営管理機関に委託することは可能か。	加入者掛金の限度額確認や説明責任は実施主体である事業主にありますが、事業主がこれらの業務を運営管理機関に委託することは可能とする予定です。